

まん延防止重点措置が延長

☎ 危機管理室 ☎892-0121

8/22(日)まで、まん延防止等重点措置の期間が延長されます
市民のみなさんは、次の点についてご協力をお願いします。

- ▷ 不要不急の外出は自粛すること
- ▷ 不要不急の都道府県間移動、特に緊急事態措置区域との往来は、極力控えること
- ▷ 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛すること

※市の施設も利用時間は21:00までとなりますので、ご了承ください。

大阪府雇用促進支援金をご利用ください

☎ 府雇用促進支援金事務局 ☎06-4794-7050

コロナ禍で府内の雇用情勢が悪化する中、失業者の早期の就職につなげていくため、求職者を新たに雇い入れ、3か月間雇用した事業主に、正規雇用1人につき25万円、非正規雇用1人につき12万5,000円の支援金を支給しています。

申請しやすいよう書類を簡素化しましたので、この機会にぜひご利用ください。
詳細はホームページをご覧ください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/koyoushienkin/index.html>

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

☎ 福祉総務課(生活困窮者自立支援金担当) ☎817-8004

新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮者自立支援金の申請期限は8/31(火)(郵送の場合は必着)までです。

対象世帯には7月上旬に案内を送付しています。
詳細は市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.katano.osaka.jp/docs/2021070200068/>

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)

☎ 市民課 ☎892-0121 子育て支援課 ☎893-6406

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯(ひとり親世帯以外)に対し、生活支援のための給付金を支給します。

対象 ①②のいずれかに該当し、同給付金のひとり親世帯分を受給していない人

①令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けており、令和3年度の住民税均等割非課税の人

②①以外の対象児童(※)の養育者で、以下のいずれかに該当する人

- ▷ 令和3年度の住民税均等割非課税
- ▷ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月1日以降の家計が急変し、令和3年度の住民税均等割非課税の人と同様の事情にあると認められる人

※対象児童:18歳に達する日以後の最初の3月31日まで(障がいがある場合は20歳まで)の児童

給付額 対象児童1人あたり一律5万円

申込

▷ ①に該当する人=申請不要。対象と思われる人には7月中に通知しています。

▷ ②に該当する人=申請が必要。8/2(月)から受付を開始します。

※申請に必要なもの等、詳細は市ホームページをご覧ください。

支給日

▷ ①に該当する人=7/28(水)に振込予定

▷ ②に該当する人=申請受付・審査後の翌月末頃に振込予定



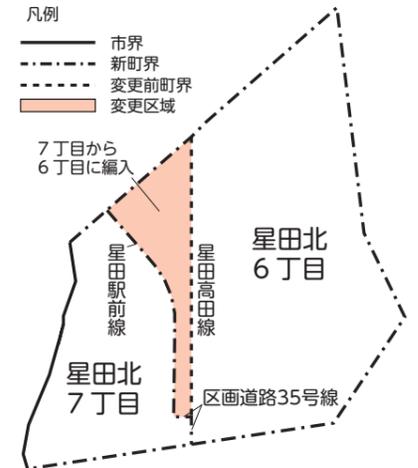
星田北の住居表示が変わります

☎ 市民課 ☎892-0121

星田駅北土地区画整理事業により街区の境界線が変更されたことに伴い、星田北6丁目および同7丁目の区域が変わります。

変更日 8/1(日)

変更区域 星田北6丁目および7丁目



令和2年度のごみの量を取りまとめました

☎ 環境総務課 ☎892-0121

令和2年度のごみ量は、前年度と比べて増加しました。

家庭での生ごみ、食品ロスを削減するために、調理くずを副菜にリメイクしたり、必要な物を必要な分だけ購入すること、生ごみはしっかりと水きりするなど、「使いきり・食べきり・水きり」の3きりに取り組んで、ごみは正しく分別しましょう。

(単位:ト)	焼却ごみ			粗大ごみ	埋立て
	家庭系	事業系	小計		
令和元年度	12,177	4,291	16,468	1,125	—
令和2年度	12,071	4,078	16,149	1,296	3

(単位:ト)	資源ごみ					合計
	缶・びん	牛乳パック	古紙・段ボール	廃プラ・ペットボトル	その他	
令和元年度	361	9	343	953	55	19,314
令和2年度	396	9	603	986	75	19,517

消費者相談 | シェアリングサービス利用で紛失被害

Q 一定月額料金で借り放題のサービスを行っているサイトが、ブランドバッグの貸し出しを募集していたので、登録をしてバッグを送った。貸出料金が毎月振り込まれていたが、先日「あなたのバッグを紛失したので賠償金2万円を振り込みます」という連絡が届いた。中古市場で4~5万円はするバッグなのに納得いかない。

A 登録サイトの利用規約を見て、損害賠償の取り決めを確認してください。基本的には利用規約に従うこととなります。あまりにもサイト側に有利な規約内容であれば、無効を主張する余地があります。

助言 最近、個人間でブランド品や車、空きスペースまで貸し借りするシェアリングが増えていますが、貸し借りを仲介するシェアリングサイトの利用が一般的で、トラブル時の処理方法やサイトの関与度合いはサイトによりまちまちです。利用前に必ずサイトの利用規約を確認しておきましょう。

ゆうゆうセンター 1F 人権と暮らしの相談課 消費生活センター ☎891-5003